

武市教文生第100号
平成25年10月21日

公開質問状に対する回答

武雄市図書館・歴史資料館を学習する市民の会
代表世話人 武雄 芳輔 井上 一夫 様

武 雄 市 教 育 委 員 会
委 員 長 諸 石 洋之助

教 育 長 浦 郷 究

平成25年10月15日に武雄市図書館・歴史資料館を学習する市民の会（代表世話人 武雄芳輔 井上一夫 様）から提出のあった公開質問状（平成25年10月10日付）に対して以下のとおり、回答します。

I.公共建築として利用者安全等の問題

（質問1）

2階に図書館閲覧バルコニーを増築し、資料と閲覧スペースを2階に移動したことにより、今まで2階を利用する必要のなかった身障者や高齢者など身体的弱者が2階を利用せざるを得ない状況になっています。それに対して、玄関からの動線経路は長く狭く迷路的で、災害時の避難が困難です。閲覧バルコニーは行き止まりで、二方向の避難経路が確保されていません。さらに、片側の壁面には高さ4メートルの連続書架があり、その書架・書籍は可燃物です。加えて地震時には書籍の落下や書架の倒壊なども予想されます。その落下書架は手すりを飛び越えて1階床にまで達し、凶器化することも想定すべきだと思います。

（回答1）

新しい図書館構想の9つの市民価値向上をめざす改善点の1つとして、これまで眠っていた閉架書籍をすべて開架にし「武雄市図書館が20万冊の蔵書に会える場所」として生まれ変わりました。これにより市民の皆さんは、これまで開架されていた9万冊弱の本

から一気に20万冊の本をいつでも手にすることができるようになったのです。

20万冊を開架するためのスペースを確保するために、これまで合わせて100坪以上あった事務室や閉架書庫・館長室を縮減（廃止）し、閉架面積を40%、椅子も1.5倍に増えて、市民価値を向上することができています。しかし、それでも20万冊をすべて1階の閲覧スペースで確保することは不可能であったので、書架の高さを高くするなどの工夫を施して閉架スペースを創出しています。

2階の閲覧スペースもこれまで見られなかった蔵書を見ることができるという利点を理解いただいて閲覧していただけると大変ありがたいと考えております。

階段やエレベーターの位置は、これまでと変わっておりません。身障者の方や高齢者の方々が、2階をご利用になる際は、恐れ入りますが、エレベーター等をご利用いただけますようお願いいたします。なお、階段近くにはサービスカウンターがあり係員を配置しておりますので、サポートが必要な際は、ご遠慮なくお申し付けいただきますと幸いです。図書館のスタッフは、利用者の皆様との触れ合い、語り合いを大切にしておりますので親切に対応をしてくれるものと確信しております。

また、災害時の皆様の誘導については、係員が万全を期して皆様を安全な場所へ誘導させていただくことにしております。どうぞご安心ください。

建築基準法では、計算上30mを超えると2方向の避難経路が必要に

なりますが、2階閲覧スペースは、30mまでを閲覧スペース、その先の奥の部分については、利用者の方が入れない区域（書架）としての取り扱いになっており、建築基準法で認められている範囲で運営をしております。ご指摘の壁面は、高さが3.9mありますが、当然ながら地震時を想定した書架の構造計算がされており、さらに2.1m以上には、落下防止柵を付け、万が一落下した際にも1階床までには達しないように対応されております。

（質問2）

この閲覧バルコニーの東側の一边は、階段・エレベーターまで30メートル以上の距離があり、その30メートルの位置（居室と居室外との境界）にポールパーティションが置かれているだけです。そのパーティションには、「STAFF ONLY」との表示があるだけで、利用者は通過して書架閲覧が可能です。これは、法に適合しているのでしょうか。さらに避難距離が長くなり、利用者の災害時の危険度を大きくしていると思います。

（回答2）

二階閲覧スペース（キャットウォーク）に置かれているポールパーティションは、その先は、「STAFF ONLY」で安全上、利用者の方は入れないスペースですとのご案内ですのでご理解、ご協力をお願いいたします。ご質問の中に「利用者が書架閲覧可能です」とありますが、閲覧できない場所として図書館では利用者の皆様に説明をして

います。これまで係員が引率してご案内をしている以外は、利用者の方が勝手に入っていらっしゃる光景は見受けられません。災害時の方が一この区域に利用者の方がいらっしゃった場合は、当然ですが、係員が責任をもって誘導させていただきます。

(質問3)

1階の図書館部分はBOX型の囲いなどで、全体が狭く迷路状態になっています。加えて、子どもコーナーは入口から一番奥にあり、子どもたちの避難誘導が重要視されていないのではないのでしょうか。

(回答3)

災害時の避難誘導については、消防署からの指導も受けながら、避難経路等を定め、その確認の徹底とスタッフ全員の訓練に努めているところです。ご指摘の1階BOX型付近の経路ではありますが、災害時における誘導はより安全な個所を通過して誘導することを心がけるようにしております。また、「子供たちのコーナーは、一番奥にあるが避難誘導が重要視されていないのでは・・・」というご指摘ですが、児童コーナーの近く(スターバックス側)には、外(テラス)に通じる出口をあり、またスターバックスの出口や玄関まで真っ直ぐに伸びた雑誌コーナー(マガジンストリート)を通過して避難誘導をする予定ですので、児童の避難誘導が軽視されている事実は決してありません。

(質問4)

このように、蔦屋書店・スターバックスコーヒーなど商業エリアに比べ、図書館部分については利用者の安全が確保されていません。この状況は、利用者の安全を第一に考えなければならない公共建築としてあり得ないことです。このままで公立図書館として運営継続できるのでしょうか。事故発生の場合の責任は発注者の市教委、それとも受注者の指定管理者にあるのでしょうか、あわせてお答えください。

(回答4)

蔦屋書店・スターバックスコーヒーなどの商業エリアが玄関付近にあるというだけで図書館部分について利用者の安全が確保されていないと主張されるのは、適切ではないと考えます。営業部分があろうとなかろうと公共施設である以上は、利用者全体の安全を第一に確保する事は当然であります。そのために武雄市図書館では、商業エリア、図書館エリア一体で図書館としての避難計画を策定しており、通路幅、避難距離等も法令の範囲内で対応する等、法的に必要な安全性を確保しております。管理者である市(市教委)と指定管理者であるカルチュア・コンビニエンス・クラブ(以下、CCC)は、利用者の安全対策には特に万全を期すよう努力しております。その上で万が一事故が発生した場合は、その原因にもよりますが、それぞれの立場で責任が生じるものと考えます。

(会のコメント)

意見書1として市教委に提出済み(最初に添付)

(質問5)

今回の改修工事の工事期間は平成24年11月18日から平成25年2月28日まで108日間。後述しますように、建築基準法確認済(証)から法的には平成24年12月11日から平成25年2月28日の80日間です。その間に市費負担が4.5億円、CCC負担が3.5億円の計8億円が使われたといわれます。(松坂市における武雄市長講演)2階バルコニー増築と内部改修が主な工事ですが、それにしては事業費が大きすぎると思います。CCCは負担したのでしょうか。事業費全体を市費負担とCCC負担に分けて、その内訳明細書を提示してください。

(回答5)

市が負担した4.5億円は、新しい図書館をオープンするために必要な経費として平成24年9月議会で議決をいただいた予算です。したがって議決後に予算執行したのですが、そのうち改修にかかる費用としては、図書館・歴史資料館の改修工事費(1億3414万650円)と電気設備・機械設備改修工事費(5464万7250円)で計1億8878万7900円です。その他には、什器、家具、サイン等の配置にかかる費用(約1億3900万円)、図書検索システム開発等の費用(約4100万円)などがあります。

CCCが負担した費用は、営業部分(スターバックス、CD・DVDレンタル、書籍販売スペース)の改修、改装にかかる費用で、約3.5億と聞いていますが、詳細な資料はいただいております。

改修については、いわゆる店子と大家の関係のように図書館全体として必要な改修は、大家である市が、営業部分にかかる改修は、店子であるCCCが負担する考え方に立脚しています。

(会のコメント)

まず、80日間の工期の中で8億円もの工事が可能でしょうか。どんぶり勘定的に見えますが、公共分と民間分の種分けはどうなっていますか。もし、5年後蔦屋書店が撤退した時には、どこまで撤去するのでしょうか。急ぎ過ぎた工事の中で、科学的(数字的)な行政書類が整備されているのでしょうか。

II. 公共図書館としてその機能の問題

(質問6)

商業エリアを主要部分に導入したことにより、事務室などのバックヤード部分が極端に狭められてしまいました。

そのことで図書館・歴史資料館の作業空間が無くなり、両館の本来業務が出来ない状態になっていると思います。さらに、職員用のトイレと給湯室、子ども用のトイレ、2階の学習室用トイレも無くなり、全体で4か所あったトイレが閲覧者用1か所に集約され、その便器

数も前の閲覧者トイレよりも減少しています。

このことは、利用者への基本的サービス・職員の福利厚生面など、公共図書館・歴史資料館としての機能を減失させてしまいました。蔦屋書店関連の商業床の確保を最優先させた改修計画が、両館を壊滅的な状況にしてしまったことについて、今、どのように考えていますか。

(回答6)

商業エリアを主要部分に導入したから、事務室などのバックヤード部分が狭められた駅ではありません。新しい図書館構想として利用者の方々が20万冊を超える本に触れられるようにするために開架のスペースを確保する必要があったからです。

これまでの閉架書庫や館長室、事務室として使っていたスペースを利用者のために解放することを心がけました。それは、真に利用者のための図書館にしたかったからです。図書館・歴史資料館の作業は、メディアホール、ボランティア室等をうまく使い回すことで対応をしてもらっています。

トイレについてもお客様が使うスペースを出来るだけ多くという考え方にたっています。職員だけが専用のトイレや給湯室を使うのではなく、お客様の使う閲覧スペースとして使用する、使っていなかった2階の学習室トイレについても学習室のスペースを拡張するためになくしました。子ども用のトイレは改修後も設置しています。

決められたスペースの中で、利用者の方が使用されるスペースを

最大限に活用するために講じた方法であり、このことで貴会が主張されるように利用者のサービスや職員の福利厚生面が著しく悪くなったり、公共図書館・歴史資料館の機能を減失させたとは考えられません。武雄市がCCCと共に目指す新しい図書館像とは、決して蔦屋書店関連の商業床の確保を最優先させたものではなく、図書館部門と商業部門がうまく融合した図書館像であることをご理解いただきたいと思います。そうした新しい図書館構想が、オープン後に実施したアンケートでの、「新しい図書館に生まれ変わったことについて、83.1%の方々が、大いに満足、満足である」という回答や「新しい図書館スタッフサービスについて69.1%の方々が大いに満足、満足」というお答えに繋がっているものと確信しております。さらに、そうした満足感は、市民の方々とどまらず、全国的に注目をあび話題となり広がって、全国からたくさんの方々が武雄市図書館に視察や来館していただく結果につながっていると考えております。

(会のコメント)

色々理由は付けられていますが、図書館や歴史資料館の業務内容・その実際を理解して書かれているとは思えません。現場で今まで業務を担当してきた司書・学芸員さんの意見は反映されているのでしょうか。ここでもアンケート数字が使われていますが、その対象者はスタバコーヒーや蔦屋書店・DVD・CDレンタルを求めて来ている人が殆どではないでしょうか。その数字が高いのは当然で、それは商業施設としての評価でしかありません。それを図書館評価の数

字として使うのは正確ではないと思います。

商業建築の場合、売り場面積を最大限確保するために、バックヤード等面積を押えこんでいきます。今回の計画は、お客様サービスと言いながら商業床（蔦屋書店&スタバ）を最優先に確保し、公共床（図書館・歴史資料館）を壊滅的な状況にしています。この状況では公共施設として体をなしていないと思います。CCCのコメントの「本とDVD・CD レンタル&カフェ」が当初からの計画で、それを武雄市図書館と言いつけるのは無理ではないでしょうか。

（質問7）

2階の閲覧バルコニーには空調設備はあるのでしょうか？

改修前の空調の吹出ノズルは閲覧バルコニーの床下の位置にあり、その冷房風量が床上の閲覧バルコニー部分に届くのは困難でしょう。改修オープン後に、急遽シーリングファンの追加取り付けしたようですが、なぜ、増築した図書館部分への空調設備は考えられなかったのでしょうか？図書館としての機能が軽視されているとしか見えません。この部分の空調設備は、新たに考えられるのでしょうか。

（回答7）

2階閲覧バルコニー（キャットウォーク）には、空調設備はありません。キャットウォークは、今回改修しましたが、改修前はコンクリートの打ちっぱなしだったところで、人が歩くことの想定はなかったため空調設備はありませんでした。リニューアルオープン当時

は、それほど大きな温度上昇は想定しにくく、既存の吹きだしからの冷房風量で賄えると想定をしていました。しかし、毎日の想定を上回る来館者数により夏場の2階部分の温度上昇が大きく、利用者からの要望も多く寄せられたので対応をしました。

図書館の機能を軽視していないからこそその対応です。現段階において、新たな空調設備は考えておりません。

（会のコメント）

このエリアに冷房が届かないのは、少しでも技術を理解していれば分かることです。今回も当初設計担当の設計事務所が参加していることから、当初の考え方などからそのことは当然指摘されたでしょう。それが無視されたのは、図書館エリアのサービスが軽視されたということではないですか。そもそもこの閲覧バルコニーは、安全面・機能面からも建築計画が破綻していると思います。

発注者（市教委）とテナント（CCC）設計者（佐藤総合）との関係はどうなっていたのでしょうか。誰がイニシアチブをとったのでしょうか。

（質問8）

テーブル平積みを主にした蔦屋書店の販売部分の書籍に対して、図書館の書架は4メートルに達し、高すぎるので閲覧者が自ら取り出す事が出来ない部分が多い状態です。司書が手伝ってくれると言いますが、近くに司書の姿は見えません。見えても書店の業務で忙し

そうで、遠慮がちな高齢者は図書館を訪ねることを諦めはじめています。改修前の1.5メートル程度の誰でも取り出せた書架に比べ、極端に図書館サービスが低下したと思いがちでしょうか。

(回答8)

図書館の本の配架と蔦屋書店の販売書籍のレイアウトに違いがあるのは、ある種当然だと考えます。今回、図書館では、出来るだけ多くの本を皆様に観ていただくことを主眼に配架をしていますし、販売用書籍は、CCCが持つ販売のノウハウに基づいてレイアウトがされていると思います。前にも申し上げた通り、出来るだけ開架スペースを確保する努力をしましたが、結果、すべての蔵書を配架するために書架が高くなった部分もあります。ただし、利用者の方々が読まれる頻度が高いと思われる蔵書については、出来るだけ取りやすい高さに配架することを心がけております。

しかしながら、どうしても高い所にある本をお探しの場合は、係員(司書に限らず)にお申し付け下さい。高齢者の方や小さなお子様をはじめ、お困りの様子を見かけた際には、係員が出来るだけお声掛けをするようにしています。高齢者の方々もどうぞ遠慮をされずに係員にお声をかけていただければと思います。なお、そうした高齢者の皆さんが気軽に図書館をご利用いただけるよう老人クラブの会合などの機会を利用して図書館側から「楽しい図書館の利用の仕方」と題して主張説明会を実施しています。どうぞふるってご利用下さい。

図書館の本すべてが高い所にあるわけではありませんので著しく

図書館サービスが低下したとは考えていません。

(会のコメント)

災害対応でも同じですが、多くを人資源に頼るのは不経済でもあります。お分かりでしょうが、司書さんに頼んで探す事の出来ない(秘密にしておきたい)本を求めるユーザーは沢山いるでしょう。さらに、頻度の高い蔵書を手の届くところにと言いますが、それは誰が決めるのでしょうか。取り越しかもしれませんが、限定した蔵書に向かわせるような仕掛けも不可能ではないと思います。高い書架は開架という名の閉架でしかありません。ユーザーの自由度が制限される図書館は、その基本姿勢・基本サービスが欠落していると思います。

高齢者の多くは雑誌を求めています、そして遠慮がちです。高齢者が気軽に利用できる、図書館内環境整備を先ずお願いします。

(質問9)

なぜ、蔦屋書店独自の図書分類方法を採用するのでしょうか。

図書館のスタンダードであるNDC(日本十進分類)の方が、利用者も慣れており司書も今まで通りの配架作業で再教育の必要も無かったのではないのでしょうか。そのことが、オープン半年を過ぎても書架の整理が出来ない「ぐちゃぐちゃ状態」を継続させ、図書館機能を著しく低下させています。

20万冊の蔵書のストックの管理を、蔦屋書店の書店としてのフロ

一の管理手法で行うことには無理があるのではないのでしょうか？

(回答 9)

新図書館の本には、図書館のスタンダードであるNDC（日本十進分類）の標示と武雄市図書館が採用している新分類との両方が標記されています。

貴会がおっしゃる「利用者」とは、いわゆる図書館を常時ご利用いただいていた特定の方々を指すのではないかと思います。新しい図書館が目指す「利用者」とは、その方々に加えてこれまで図書館を利用することが少なかった方々を含みます。

その利用者の方々がより本に親しみやすく、探しやすい分類として採用をさせていただいております。よく例えに出されますが、書架の整理が完璧には行き届いてはいないのではというご懸念ですが「釣りの本」は、「芸術の分類」にあるよりも「アウトドア→フィッシング」の欄にあった方が分かりやすく、「家庭菜園」は、「産業の分類」にあるよりも「趣味実用→園芸」にあった方が初めて図書館に来られた方も探しやすいのではないかと考えて新しい試みとして採用しました。

それが新分類にしたことに起因するものではなく、しいて言えば想像していた以上の来館者とこれまでを大幅に上回る貸出冊数に対応が追い付かない部分が多少あることが考えられます。

こうした事態については、職員の増員をはじめとしての的確に対応することにしていきます。20万冊の蔵書のストックについては、武雄

市図書館を従前から知り尽くしている司書も多くいますので、これまでの公立図書館のノウハウとも相まって管理がされていくものと確信しております。

(会のコメント)

ご回答頂いた通り、図書館資料の背ラベルには請求番号としてNDCが振られています。一方で、排架は独自方式での排架となっているため、背ラベルの番号で書架から資料が探せなくなってしまうことは大きな問題だと考えています。

「釣りの本」は「芸術の分類」にあるよりも「アウトドア→フィッシング」の欄にあった方が分かりやすいと主張される件については、以前の図書館では、ほぼNDCに沿う中で、「スポーツ→フィッシング」という形で、排架案内図にも書架にも示されており、その中で背ラベルの番号の通りに整理されていました。初めて図書館を利用する利用者にも、検索して得た背ラベルの番号から探す利用者にも探しやすい状況にありました。

翻って、現在の図書館においては、資料が探し出せない状況が未だに継続しています。利用者にとって探しにくいだけでなく、検索した資料を示して、取り出しをスタッフに依頼しても1時間掛かるという状況があります。

これは、新分類にしたことだけに起因するものではないという結論はご回答の通りです。新分類においても適切な分類や目録の整備ができていないことにも起因していますし、資料の分類排架を適切

にされていないことにも起因しています。

この様な図書館の基本的な機能を提供できないCCCの運用の問題であると考えます。

(質問10)

「雑誌が無いから図書館の利用を諦めた」という高齢者の声をよく聞きます。以前は117タイトル(平成23年11月)取り揃えられていた雑誌が、なぜ、30数タイトルに減らされたのでしょうか。新しい図書館では600タイトル以上の雑誌を扱っていく(図書館が街を創る「武雄市図書館」という挑戦)と言っていますが、それは蔦屋書店で販売される雑誌のことですか？

「売り物は読まれん」という声もよく聞きます。販売用の雑誌は紐が掛けられているものもあり、あくまで販売用の在庫であって、図書館の利用者が自由に利用できるものではありません。

結果として、雑誌を購入せざるを得ない状況をつくっているように見えてしまいます。無料が原則の公立図書館としての機能減失につながっているのではありませんか？

(回答10)

新図書館がオープンする前に実施した市民アンケートでも「雑誌の種類を増やして欲しい」という声は多くありました。しかしながら、これまでも限りある蔵書購入費用の中から選書をしていく際に、公立図書館として一過性の強い雑誌を多く購入するという選択肢は、

優先順位として決して高くはありませんでした。従って市民の皆様への「雑誌を多く読みたいというご要望」に対してどのように対応すべきかを考慮した上で新しく実施した新しいサービスが「販売の雑誌を自由に手に取って読める」という「ブックアンドカフェ」です。「販売用の雑誌は、あくまで販売用の在庫であって図書館の利用者が自由に利用できるものではありません」と貴会は主張されますが、それを可能にしたのです。決して今回のサービスが雑誌を購入せざるを得ない状況を作り出すためのものではなく、ましてや図書館の無料の原則の減失につながることは毛頭考えられません。

(会のコメント)

雑誌を「一過性の強い」と位置付ける点で、図書館の機能を理解されていないと考えます。新刊雑誌を購入することはできても、バックナンバーを購入することは難しく、また、特定の目的あるいは連載記事を遡って調査することは、図書館のバックナンバーに頼るほかはありません。

図書館で一度目にした雑誌は、利用者が改めて必要とした時に引き出せる財産となることを考慮して頂きたいと考えます。

(質問11)

昨年閉館期間中の5カ月分の雑誌がまったく所蔵されていないのは何故ですか？

昨年10月までのバックナンバーが所蔵されていないようですが、

廃棄された雑誌が相当数あるのではないですか？もし、廃棄されたのであればその意思決定は市教委で行いましたか？ 県内公立図書館で雑誌の分担収集が行われていますが、その責任は果たされているのでしょうか？

図書館では最新号のみを読むわけではありません。バックナンバーが保存・提供されない状況は、公立図書館としての機能を果たしているのでしょうか？

(回答 1 1)

ご承知のとおり、昨年 11 月からは図書館改修のために閉館を余儀なくされました。

その間、文化会館で児童書を中心とした臨時図書館は開設したものの、予め閉館する期間が分かっていたので、その間の雑誌の購入はしていません。

また、これまで一定期間（短期間ではありますが）所蔵していた雑誌もオープン後には新しい雑誌閲覧サービスが実施されることが決定していましたので閉架スペースの問題も合わせて廃棄をさせていただきます。その意思決定は図書館から報告を受けて市教委で行いました。なお、これまでも一定期間を過ぎた雑誌については絵ポカルまつり等の機会を通じて利用者の方に無料で配布していたことはご承知のとおりです。ご指摘の県内公立図書館での雑誌の分担収集については、その間も実施し、その責任を果たしております。

雑誌に関していえば図書館でバックナンバーを保存、提供しな

ればならないという規定、決まりはなく各図書館の方針に委ねられています。前述のとおり、新図書館では、市民の要望が多かった、より多くの雑誌を読むサービスを重視して方針を決定しておりますのでご理解いただきたいと存じます。

(会のコメント)

回答 6 と同様ですが、分担保存だけを果たしておけば良いというお考えでしょうか。図書館こそ、雑誌がフローではなくストックとして活用される場ではないでしょうか。

(質問 1 2)

指定管理者の CEO は市報（武雄市広報）の中で、武雄市図書館について「たくさんの人たちが来なくなる場所にしたいですね。それも一流の人たちの」、また他の講演会では「実際には本のレンタル屋だ。要するに図書館なんてものではない。各前は図書館だが、本のレンタル屋だ」と武雄市図書館についてコメントしていますが、市教委はどのように受け止めていますか？

(回答 1 2)

カルチュア・コンビニエンス・クラブ（CCC）の CEO の図書館に関する発言のうち市報に掲載された「たくさんの人たちが来なくなる場所にしたいですね。それも一流の人たちの」の発言については、図書館に多くの方々が来られるようになれば多くの方々が素晴

らしい本に触れる機会が増えることになり、おのずと武雄市民の方々の文化度が向上することにつながるという意味であり、カルチャーインフラ整備（文化向上のための環境整備）を会社理念とするカルチャ・コンビニエンス・クラブを代表するCEOの発言であると理解しています。

また、「名前は図書館だが、本のレンタル屋だ」のコメントについては、起業家を対象として新たな時代を創出するための「企画」の立て方をテーマにしたセミナーの場における発言で、直前に「守破離」の考えの話があることから、「発想の転換」を意図した、“ものたえ”にすぎない発言と解いています。

（会のコメント）

指定管理者の意見が重要視され過ぎているように思います。市教委の図書館・歴史資料館に対するミッション・市民へのメッセージを聞きたいものです。

（質問13）

以上のように、そのノウハウに全面的に期待し指定管理者として一社指名・随意契約したCCCは、図書館に関するノウハウを持たず、契約当時には会社の綱領にも「図書館運営」の項目は書かれていなかったといえます。

このような杜撰な契約で、市民のかけがえのない武雄市立図書館を「本のレンタル屋」としてしまったことについて、市教委は、今、ど

のように考えていますか？

（回答13）

CCCが、指定管理者として公立図書館を運営するのは武雄市図書館が初めてです。だからこそ、昨年5月、市とCCCが「武雄市図書館構想」に着手して以来、公立図書館としてのノウハウを持つ、武雄市と民間の顧客サービスのノウハウを持つCCCとの間で「利用者のための新しい図書館のサービスとは何か」を何度も何度も検討をし、徹底的に議論してまいりました。そのサービスを実施するために努力をして4月のリニューアルオープンを迎えております。新武雄市図書館は、これまでに公立図書館では実現できなかった新しい形の公立図書館サービスを目指しております。したがって、これまでの公立図書館のイメージを強くお持ちの皆様には、全く異質の図書館に見え、あたかも図書館サービスが低下したかのようにお感じになる点もあるかもしれませんが、官と民の力が融合した現在の図書館では、これまで実現出来なかったサービスも提供できるようになり、アンケート結果にも見られるように多くの方にご満足いただいております。

さらに今後、5年間の指定管理契約の中で指定管理者であるCCCもより経験を積んでいただき公立図書館の運営に邁進していただけるものと期待しています。

（会のコメント）

今までの図書館・歴史資料館が、公立施設としてどこに欠点があったのでしょうか？もし、それがあつたとすれば、それは殆ど運営面などソフト対応で解決できたのではありませんか。公費をもって施設改修までは必要無かつたと思います。さらに、図書館司書と歴史資料館学芸員との連携により、地域資料と歴史資料の収集・蓄積などが前施設の特長だつたわけですが、そのようなことは指定管理者・それもビジネス性の強い会社を特命したことで不可能になつたのではないのでしょうか。エンターテイメント的サービスを前面に出した施設が、はたして武雄市民の“知の拠点”としての役割を果たす事ができるのでしょうか。

Tポイントの問題についても、ビックデータの行方や個人情報保護等について、多くの問題が指摘され議論の途中だと思ひます。そのような不確定要素の多い中で、指定管理者の意向を先行させることが、市民の安心・安全を最優先すべきで公共の役割を全うすることになるのでしょうか。

iii 武雄市蘭学館を蔦屋書店に渡した問題

(質問14)

今回の図書館改修工事で、指定管理者の業務外であつた「武雄蘭学館」が、突然、12月議会で蔦屋書店のDVD・CDレンタルコーナーに変えられてしまいました。11月15日に前触れも無く行われた市民説明会では、現状のまま残るような印象の説明を受けていましたが、そ

れは虚偽の説明だつたのでしょうか？あらためて説明をお願いします。

今、佐賀市を中心に「三重津海軍所跡」が「日本近代化産業遺産群」の一つとして、世界文化遺産への登録を目指しています。その先駆けとなつたのは、28代武雄領主・鍋島茂義侯の武雄蘭学であつたことは武雄市民の誇りとするところではあります。

先の九州国立博物館で開催された「江戸のサンエンス～武雄蘭学の軌跡」でも、技術立国日本＝ものづくり大国日本の原点は、武雄鍋島の蘭学にあるという研究者からの報告もあつていました。そのシンポに参加した私たちは、さらに武雄蘭学を大事にし、次代に継承する責任を強く感じて帰ってきました。

さらに、北部九州総体で佐賀県におなりになつた高円宮妃久子さまのご視察先推薦文には武雄蘭学館について「武雄を統治していた後藤・鍋島家当主が収集した蘭学書を多数保有しており、歴史的価値を高い」と市教委自身が記述し視察をお願いしています。(平成25年3月22日付、武市教文生第138号) そのことについては、私たち同意見です。(その時点で既に武雄蘭学館は壊されてました。)

以上のように市教委も、その歴史的価値の高さを認識していた武雄蘭学館を、なぜ、市民を欺くような流れで、蔦屋書店のDVD・CDレンタルコーナーに改修してしまつたのでしょうか？その疑問については、未だに私たち武雄市民に何の説明も行われていません。あらためて説明をお願いします。

(回答14)

ご質問の蘭学館をCD・DVDレンタルコーナーとして提供した提過、理由のご説明を申し上げます。ご指摘の経過については以下のとおりです。9月議会(9月12日)市長答弁「蘭学館は残したうえで展示方法は見直す」市民報告会(11月15日)部長回答では、「蘭学館については、市の工事費には含まれていない。蘭学資料は、貴重な歴史資料であるのでこれからも大切に守っていく」と発言しておりました。

しかし、その後、CCCからの提案を受けました。その内容は蘭学館を、「映像と音楽のスペース」として使用したいと計画を提案され、今後、使用許可申請の手続きを進めたい旨の報告でありました。それを受けて教育委員会でも蘭学館の今後について、ご意見を伺いました。さて、その頃の蘭学館は、次のような現状を抱えておりました。

- ・蘭学館への入館者数は、正確な数字は把握していないが、オープン当初に比べ大幅に減少していた。

- ・常設展であるため、基本的に展示の入れ替えはない。一角にミニ企画展のコーナーがあり年間2回～5回の入替を行っている状況でありました。

また、9月議会前に実施した市民アンケートの結果でも、蘭学館の入館状況については「あまり行かない41.5%」「行ったことがない24.5%」となっており、極めて関心が低い結果で、一度見たら見る施設ではないため、何度関心が低くなっている傾向がうかがえました。ただ、企画展示室については、「よく行く18.8%」、「たまに行く

42.3%」と関心の高さがうかがえたのです。

さて、蘭学館の活用については、当時、2つの視点から検討をしました。

第1点は、当時CCCから提案のあった蘭学館の使途計画の内容についてであります。提案があった内容は、図書館にふさわしい文化度の高い作品を中心にCD3万枚・DVD万枚を展示する内容あり具体的には、音楽：ジャズクラシック・洋楽など音楽文化のルーツに近いジャンルを中心に展開し、さらに視聴ブースでは、50万曲の無料視聴が可能、映像：洋画・邦画にドキュメンタリー作品(歴史・自然科学など)を加えた幅広い作品を揃えるという内容でありました。

市民アンケートの結果でも、「音楽・映像を充実して欲しい」は、図書館の新しいサービスとして期待するもの第2位でありました。しかし、これまでの図書館では、CD・DVDについては、高額で図書資料としてはなかなか購入しにくかった現状がありました。

そこで、大量のCD、DVDに触れられる機会が出来ることは、新図書館が目指す市民サービスの向上につながるのではと考えるようになったのです。

※但し、これほど大量のAV資料を限られた図書館のスペースで展示するのは不可能であり、そうなるとCCCが提案する蘭学館のスペースを活用することも止むを得ないのでは・・・という考えが生まれてきたのです。

もう一つの視点としては、歴史資料展示(特に蘭学館展示)の抱

える課題でありました。

先ず、歴史資料（蘭学）展示がどのような役割を果たすかを検討しましたが、本来、蘭学館の機能とは、歴史上、武雄が最も輝いていた時代を切り口に故郷武雄の素晴らしさ、先人の偉業に気づくことを目的とし、その成果として武雄市への愛着と誇り、郷土愛、文化を大切に作る心を醸成するのではないかと考えました。

蘭学館がこれまで果たしてきた役割としては、武雄の蘭学の象徴として年間いつでも、観覧できる施設、武雄の歴史を市外の方に知っていただくきっかけとなる施設であったはずで

しかし、当時の蘭学館には以下のような課題がありました。

- ・本物の展示が少ない（本物は傷みやすいので長期間は展示できない）
- ・展示内容が変わらない。（一部、ミニ展示で対応）
- ・1000点に及ぶ多くの蘭学資料のうち展示できていない資料も多い。
- ・これまで蘭学館内において多くの方に武雄の蘭学を紹介する仕掛けがなかった。

そこで、その課題を改善するためには

- 1) 特別収蔵庫内にある本物を市民に見ていただく（企画展示室において期間限定）
- 2) 年間数回の蘭学に関する展示をして展示内容を変え、市民に多くの貴重な資料が見られる機会を増やす（年間計画）
- 3) 計画的に観覧会の機会を増やし、わかりやすい解説等に心がけ

蘭学の理解を深める

4) 学校教育との連携をして児童生徒に対する見学、学習の機会を増やす

5) こども司書講座とあわせてこどもを対象とした「こども蘭学事始（仮称）など蘭学に対する理解とボランティアガイドとしての活躍の場を創造する」ことが必要ではないかと考えたのです。

以上のことが実現できれば、これまでの蘭学館の機能を補い、加えてより武雄の蘭学に対する理解と市民への情報提供ができると考えたのです。

こうした検討をもとに12月議会において市長が蘭学館をCD・DVDコーナーとして活用するという発言（結論）に至ったのです。

したがって、貴会が主張がされるように武雄市の持つ歴史資料のその歴史的価値の高さに対する認識を無視して市民の皆さんを欺いたわけではありません。どうぞご理解をお願いいたします。

（会のコメント）

回答を一読して、蘭学館をCCCに無償譲渡することを前提とした後付けのいいわけではないと思いました。それに、常設展示部分（蘭学館）と企画展示部分の役割分担・連携をどのように考えているのでしょうか？余りにも武雄蘭学の評価が低すぎます。武雄蘭学は武雄市民の歴史遺産を超えて、国際的（世界文化遺産登録の原点）に高く評価されるべき国民的歴史資源です。そのかけがえのない地域資源をやすやすと民間会社に譲渡し、DVD・CDレンタルコ

コーナーに墮してしまうのは暴挙の極みでしょう。図書館・歴史資料館は、武雄市民共有の財産です。その財産を市民説明も無く、欺くような形で突然に滅失させたこと責任は誰が取るのでしょうか？取れるのでしょうか？

(質問 1 5)

また、武雄蘭学館には約 2 億円の経費をかけて 3D ビジョン始め多数の映像機器類が配置されていました。今回の改修により、それらの機器類は現状発生品として、その調書と共に現物が確実に教委に納入されているのでしょうか？原型復旧時に必要と思いますが。

(回答 1 5)

武雄蘭学館を改修することが決定になってからは、歴史資料館側とともに蘭学館内に配置されていた展示物や什器等の保管と活用について検討をしましたが、一部の活用と保存を除いてその活用案と保管する場所もなく、止む無く処分することを決断いたしました。

(会のコメント)

それは酷過ぎます。当初 2 億円かけたハード設備は未だ 10 年程度しか経過していません。メンテナンスを施せば相当の残存価値があった筈です。その後に整備された映像資料なども廃棄されてしまったのですか？言葉がありません。最初から蔦屋書店の DVD・CD レンタルコーナーとして譲渡する計画のものを、市民批判を恐れて突

然 12 月議会に条例改正を提出したとしか考えられません。

(質問 1 6)

今回、武雄蘭学館の改変工事は、蔦屋書店の経費で施工されたように聞いていますが、これだけ重要な市民の共有財産を、なぜ、業者の手に委ねてしまったのでしょうか？改変するにしても、市教委の責任で行うべき案件であったと思います。無責任すぎます。

私たちは、武雄蘭学館の原型復旧を求めて運動していきますが、その原型復旧は当然改変した C C C の責任で行われると思いますが、その契約はどのようになっているのでしょうか？説明をお願いします。

(回答 1 6)

前にも述べたとおり、いわゆる店子と大家の関係から図書館・歴史資料館として必要な改修は市が行い、営業エリアの部分の改修は C C C が行いました。

CD・DVD レンタルコーナーとして目的外使用を認めた段階で市が改修を認めたことになり、その時点での原型復旧は想定をしておりません。仮に蘭学館と同様の施設を作るとなっても元の蘭学館の場所に作ることは現実的には考えにくいと思われます。

(会のコメント)

今回、指定管理の範囲外の蘭学館を、指定管理者の意のままに改修

させたことは、その工事費負担や原形復旧の責務を課していないことから、CCCに無償譲渡してしまったということでしょうか。

(質問17)

武雄蘭学を中心にして、私たちは武雄の歴史文化を収集・保存・継承する責任があります。図書館・歴史資料館を壊滅的な状況にした今、その責任が果たせると思っていますか。市町合併後の“武雄市史”の編纂業務は、どこでどのように進められていますか。あわせて教えてください。

(回答17)

武雄の歴史資料を収集・保存・継承する責任を何ら放棄するものではありません。蘭学館を別の用途に活用をしても貴重な歴史資料は特別収蔵庫をはじめとしての確に保存し、将来に継承すること、また今の時代を生きる方々に企画展示室を中心として計画的に展示しこれまで以上に市民の皆様が武雄の保有する歴史資料の素晴らしさに触れていただく機会を増やすことに努力することに違いはありません。

市町合併後の武雄市史の編纂業務は現在のところまだ着手されていないと認識しています。

(会のコメント)

図書館・歴史資料館の当初計画（ミッション）を否定するように

して行われた今回の指定管理者への移行作業、特定の指定管理者への移行が目的化し、地域情報の収集などは検討されていないのでしょうか。市史編纂についても、日常の収集・蓄積が無ければ急に出来るものではないと思います。「着手されていない」という認識は、その全体のイメージや作業フローなどを理解しているのでしょうか？これで次代に、武雄の歴史文化を伝えることができるのか？大いに不安を感じます。

IV. 行政手続き上等の問題

行政手続き・行政論理的なことについて多くの質問があります。地方分権時代になり、各自治体の自立・自己責任の行政運営が益々求められてきます。その基盤は市民と行政の協働関係の上に構築されます。お互いにフラットな関係が必要ですが、そのためには先ず行政側が「情報公開・説明責任・透明性」の統治三原則を実行してください。

私たちの学習会は、市教委に事前にご参加をお願いし、公開の原則を順守し資料も提供していますのでよろしくお願いします。

(質問18)

建築基準法確認済（証）が、現場に提示されていませんでした。これは建築基準法に違反しています。この確認済（証）の掲示について「会」から再三アピールしましたが何故掲示されなかったのです

ようか？最終的に建築主事からの指示により、工期最終日（2月28日）に現場掲示されたのを確認しています。確認済（証）の不掲示を建築関係者が行うことは法律違反であり、個人の建築士免許に影響することからそれは無いと思います。発注者側・市教委の指示だと思いますが、なぜ、そのようなことが行われたのでしょうか？

（回答18）

建築基準法確認済（証）が、現場に提示がされていなかった件について建築関係者に調査、確認をしたところ確認済証は現場事務所に保管していたが、提示を怠っていたことが判明しました。大変申し訳ありませんでした。このことに関して貴会がご指摘のような発注者側である市教委が指示した事実はありません。

市民と行政の協働関係という意味からも行政側も「情報公開・説明責任・透明性」の実行に努めています。貴会は、市教委に対して事前に学習会の参加をお願いしているとおっしゃっていますが、これまで文書等での参加要請を受けたことはないと記憶しています。

（会のコメント）

ありえません。今回の工場の現場には、は少なくとも市役所・設計事務所・請負業者と3人の一級建築士が関わっていると思います。その3人が同時に怠るとは考えられません。もし、そうだとすれば市役所の指名業者・登録資格審査に問題があるのではないですか。

（質問19）

掲示された確認済（証）によると許可年月日が平成24年12月10日付であり、工事着工届の着工日は翌日の12月11日で提出されていると思います。11月13日からの着工は、約1ヵ月の事前着工にあたると思いますが、そのことは理解されていたのでしょうか？

（回答19）

この件につきましても建築関係者に確認したところ、確認済（証）による許可年月日は、平成24年12月10日付であります。実際には工事着手に対する準備として解体を先行するため11月13日から解体を行いました。このことについては、予め建築業者から、解体工事は建築基準法上の工事着手には当たらない旨、市建設担当へ報告があったと聞いております。

（質問20）

設計図書等の公開についてですが、図書館の改修図面等については事前に市民に公開説明するのが普通だと思います。「会」では設立当初から、その全図面の提供をお願いしてきましたが、その平面図のみが渡されたのは改修オープン前日の平成25年3月31日でした。これは意図的に私たちへ資料提供を拒んでいる、と考えられますが如何でしょうか。その外に、市内外からの関係書類の情報開示請求について、条例通りに開示されていないということを聞きますが、そのような状況が今でも続いているのでしょうか？

(回答 2 0)

「図書館の改修図面等を事前に市民に公開説明するのが普通だ」という貴会の主張ですが、通常公的施設の改修に関して行政が予め、公開説明することは少ないと考えます。周辺の住民に対する著しい環境の変化や市民生活に影響を及ぼす場合やその改修によって大幅に利益を損なうことが生じることが予想される場合には、その影響を考慮して住民説明をする場合があるかもしれませんが、今回の場合は、短い改修工事期間の中で様々な設計上の検討を重ねながら、改修工事をすすめて参りましたので、ある時点をとらえてもその後、変更を生じる可能性も多くありましたので説明がしにくいという現実もありました。そのことが貴会に対して意図的に資料提供を拒んでいと判断されるのは大変遺憾です。現に設計が決定してのちの資料の開示請求については、可能な限り開示をしてまいりました。ただ、請求のあった資料に関してその量が大量であったり、関係者との調整等に時間を要して条例に定められた期間中に開示できなかった資料があったことについてはお詫びを申し上げます。現在も開示請求があったものについては、一日も早い開示に向けて鋭意継続して作業を進めております。

(会のコメント)

驚きの回答です。説明しないのが普通との回答のようですが、普通なのは計画段階で市民説明を行い、その意見を反映して実施設計に

入るのが普通です。市民が既に利用している施設であれば尚更のことです。時間が無いと言われますが、それは業者の商業ペース（営利目的）の時間計画であり、公共事業であれば市民説明を十分に行うことが普通でしょう。急ぎ過ぎたために、あちこちに不都合が出てきているように思いますが。

(質問 2 1)

平成 25 年 3 月 9 日「会」の学習会で、2 月 28 日に改修工事が終了している図書館・歴史資料館の現場見学をお願いしました。これは事前に市長ブログで見学 OK のメッセージが見えたからです。

それに対して、当初は口頭で容認していた教委から書面提出を求められました。その書面は見学拒否で返されてきましたが、その理由が消防署の行政検査が終了していない、ということでした。

「会」では事前に施行業者と消防署の担当者に、消防検査は 3 月 8 日に終了していることを確認して、3 月 9 日の現場見学をお願いしました。

このように虚偽の事実をもって、市民の学習機会を阻害するのは市民教育を指導すべき市教委の態度とは思われませんが如何ですか？

(回答 2 1)

ご主張のとおり、貴会から平成 25 年 3 月 9 日の学習会に図書館・歴史資料館の現場見学したい旨の書面の提出がありました。その書

面に対しては確かに見学をご遠慮いただきましたが、その理由としては、貴会がおっしゃるとおり、当時消防検査が終了していないとの理由でありましたが、検査そのものは3月8日に実施されたもののその確認証が未だ発行されていなかったためです。

さらに開館に向けて準備をすすめていた図書館側とも相談をした結果、オープンに近い段階で市民の皆さんに見ていただいた方がよいらろうという判断に基づいて他の団体からの要請があっても同じようにご遠慮いただいたケースがありました。

決して市民の学習機会を阻害する行為ではなく、ましてや虚偽の事実をもってあたかも意図的に皆様の学習活動を阻害しようとしたものでは決してありません。どうぞ、誤解なきようお願いいたします。

(会のコメント)

本当でしょうか？消防検査は現場検査終了をもって事実上の検査終了ではないですか？消防署の事務処理の時間（役所の都合）で、オープンを延ばさなければならない、そのような状況はあってはならないことです。特に、商業施設では営利的にも影響が大きいと思います。もし、そのような状況で有れば改善をお願いします。

(質問22)

平成24年11月15日に事前広報も無く（新聞報道のみ）、市教委による図書館の市民説明会が初めて行われました。参加者も20名程度と少なかったようですが、「会」からは代表世話人一人と複数メン

バーが参加しました。ここでも都合で参加できなかった代表世話人一人に対し、「事前に本人と日程調整したのに当日参加しなかった」という虚偽の事実をもって、12月議会で市長と議員から非難されています。

このように市民を特定した非難が、教育行政の範疇で行われていることについてどう考えていますか。

(回答22)

平成24年11月15日文化会館会場で市民のみなさまに対する説明会を開催しました。図書館に関係の深いボランティアの皆さんをはじめ、新図書館の改修計画に関する進捗状況を説明し、ご意見を頂戴するものではありません。

参加者は、結果的には20名程度となりましたが、児童コーナーに関するご意見など、様々なご意見やご要望を頂戴いたしました。

その説明会に代表世話人のお一人がお見えになれなかったのは、当然ご出席をされて意見交換ができるものと期待しておりましたので残念な結果となりました。

(会コメント)

はぐらかさないでください。虚偽の事実をもって一市民を誹謗中傷するような事が、教育行政の範疇で行われているそれも議場の中で、そのことについて市教委のご意見を求めているのです。政治や行政は市民からは権力者であり、そのひと言が大きなプレッシャーに

なります。そのような状況が公開の議会で行われることは、市民の中に“モノいえばクチビルさみし”の“沈黙状況”をつくるのではないかと危惧しています。

(質問23)

今回の改修で1階床が二重床に施行されていますが、これは蔦屋書店のマガジストリート照明設備トラフを設けるための改造と思われる。この工事費も市の負担になっているのでしょうか？

(回答23)

今回の改修で1階床が二重床に施行されたのは、蔦屋書店のマガジストリート照明設備トラフを設けるためだけではなく、情報端末用配線設置など図書館全体にわたっての電気回線については、床面にむき出しにせず、床下を這わせる計画としたためです。

したがって図書館全体に関わる改修に必要な工事として市が負担をしております。

(会のコメント)

詳細図面がありませんので正確か分かりませんが、情報端末関連の配線で床全面を二重床にする必要があるのでしょうか？蔦屋書店の商業床の配線工事が主で行われたと思われませんが、その部分のテナント負担はあったのでしょうか。

(質問24)

改修前に書架類は建物の耐用年数に合わせて、50年程度使える堅牢な木製無垢材で製作されていました。今回は合板フラッシュ材で製作されています。その耐用年数は5~7年程度と見ていますが、この書架は市で費用負担した市有財産でしょうか。また、前の書架は原形復旧の時点で再利用されると思いますが、その書架は現場発生品としてその調書と共に、竣工検査日までに市教委に返納されているのでしょうか？

(回答24)

改修前の書架類は、工事と一体的に配置、固定をしたものです。今回の書架、什器等については、市がCCCに対して代官山蔦屋書店と同じ空間を創出してほしいと依頼をしてそろえた書架等でありますので当然市が負担した市有財産です。

以前の書架等については、学校教育等で有効利用してもらえようように学校や公民館等に連絡をしたうえで各学校に持ち帰ってもらい活用をしていただいております。

ほとんどの書架が工事と一体的に配置されたものでありましたが、備品登録はしてないものがほとんどありました。

(会のコメント)

一体に施工されていても、足元は金具類で取り付けていたと思います。その部分を取り外せば備品として納入・発生品扱い出来たの

ではないですか。今回の納入した書架類は長持ちするとは思えません。5年毎に指定管理者の交代時期に全面入れ替えを行うのでしょうか。そのことが出来ないで建物と同じ耐用年数の書架を入れているのです。これも急ぎすぎて書架類の製作が間に合わない、そのツケが出ているのではないですか。

(質問25)

改修後の図書館を見ると避難計画や空調設計、書架の構造や配列なども含めて、国内で図書館など館設計におけるトップクラスの建築設計事務所の仕事とは思われぬ部分が多く見受けられます。

今回、建築設計事務所はどの業務を担当したのでしょうか？その業務に対して設計委託料1,000万円の積算は妥当でしょうか？さらに、工事監理料として630万円が支払われていますが、新築ではなく改修工事の工事監理、平成24年12月11日から2月28日の80日間の管理業務に対して過大のように思います。積算基礎を教えてください。さらに、今回工事用看板に普通であれば書きこまれる「設計者・工事監理者」の記入がありませんでした。それは設計事務所の要求だったのでしょうか。

(回答25)

今回の改修工事で建築設計事務所が担当した業務は、躯体全体、内装仕上げ、構造、設備に関する部分及び工事管理です。その業務に対する設計委託料は、市の基準が根拠となっています。また、工事看板

に設計者、工事管理者の記載がなかったのは、設計事務所の要求ではありません。これ以上の詳細な内容に及ぶご質問は、開示請求に値する内容と思われるので、出来ましたら別途開示請求をお願いしたいと考えます。

(会のコメント)

設計料、工事監理料、工事費の予定価格調書及び工事監理日誌、現場発生品調書等の開示請求をしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

(質問26)

行政による市民アンケートなど社会調査は、その設問内容その結果の利用についても慎重の上にも慎重を期さなければ、間違った方向に市民を誘導してしまうことになります。今回市教委が行った各種の市民アンケート調査は、そのことは無視し最初から誘導する意図的なモノであったと思います。

図書館についてよく理解していない市民に対して、その理解を求める説明は行われず、ただ、年間無休・朝9時から夜9時まで開館、スターバックスコーヒーが飲めます、蔦屋書店で本の購入も、DVD・CDのレンタルコーナーも出来ます。等々の情報を市広報や新聞等のマスメディアで拡散し、その後に市職員立会いの下でアンケートを採取しています。市職員の下では、市の方針に反対する意見は書き難いでしょう。さらに採取者が知り合いの市職員であればなおさらで

す。このように誘導して出された数字が、今回の図書館改修プロジェクトへの市民賛成の数字 70%として使われています。

極めつけは、武雄蘭学館を蔦屋書店の DVD・CD レンタルコーナーへの変更理由に、市民の DVD・CD のレンタルニーズが 70%に達するというアンケート数字が使われてしまいました。かけがえのない武雄市民の共有財産である蘭学館を、壊してまでこの市民ニーズに応える必要が市教委にあったのでしょうか。

このように国民の同調性や、市民の社会調査へのリテラシーの低さ、図書館・歴史資料館への理解が不十分なことを利用したアンケート調査が、多くの市民を間違った方向に誘導していることについて、教育行政を担当する市教委としてどのように考えていますか？

(回答 26)

市民アンケート調査に関して貴会が主張されるような最初から意図的に誘導した事実は一切ありません。アンケートは無記名であり、記入に際して誰が何を書いたかが判別できない状態でアンケート調査を行っています。

調査に関して偏見を持った目で見ればかりではなく、市民に対して社会調査へのリテラシーが低いと言われたり、図書館・歴史資料館への理解が不十分などのおっしゃりかたは市民に大変失礼であり大変遺憾に感じます。

(会のコメント)

誘導性が心配されるようなアンケートを、簡単に行うことは行政倫理に反するという事を申し上げているのです。さらに、その数字をストレートに政策賛成数に利用することなどあってはならないことだと思います。市民に対して失礼なことを申し上げているのではありません。その市民の現状を把握し、誘導する事がないように情報の出し方、その数字の取り扱い等を慎重にすべきと申し上げているのです。このようなことは、計画行政や社会調査等の行政における基本認識と思います。そのような認識がありながら、なぜこのような状況になるのでしょうか。

(質問 27)

全面的に特定業者のノウハウを信じ、特命までして選定した指定管理者に全面的委託した今回の武雄市新図書館改修工事は、再オープンして見れば壊滅的な状況の公共建築＝図書館・歴史資料館が出来あがってしまいました。

CCC の統括責任者が自ら、「あれは図書館では無い、本のレンタル屋だ」と公言しています。市長も“キッズライブラリー”（子ども図書館？）を近くに造る、と他自治体（松坂市）で公演していることから失敗を認めているのでしょうか。今回の図書館政策は失敗したと言わざるを得ませんが、間違った政策であれば、元に戻すのが当然だと思います。原形復旧について、市教委の今後の方針をお聞かせください。

(回答 27)

CCCの総括責任者の発言や市長の“キッズライブラリー”構想発言の真意を確かめずに想像で「失敗を認めている」と勝手に解釈するのは大変危険な考えだと思います。確かに新しい図書館はスタートしたばかりですのでいくらかの改善が必要な点が見受けられるかもしれませんが、ただちに元に戻すのが当然だという考え方にはなりにくいと思われます。シーリングファンや給水器をはじめ、オープンしてからも利用者のご意見に耳を傾け、可能な限りサービス向上のために改善していくことを基本姿勢にしています。今後とも利用者側に立った新しいサービスを展開していく予定ですので短期的に判断せず、中・長期に渡って評価していただく姿勢で是非見守っていただければ幸いです。

(会のコメント)

勝手に解釈せざるを得ない状況をつくっているのは市教委ではないでしょうか？市民協働を行政はよく言いますが、その条件は行政が説明責任・情報公開・透明性を市民に担保することです。その環境が整わない限り、市民協働は実現しないと思います。今回の件についても、そのことが問題を複雑にしていると思います。市長は、他自治体では図書館問題について良く講演されているようですが、市内で市民向けの説明・講演が事前・事後にも、一度も行われなことはどのように考えたらいいのでしょうか。

(質問 28)

年中無休 365 日朝 9 時から夜 9 時まで開館が売りですが、午前零時頃まで館内照明が点灯していることがあります。胸が痛みます。利用者サービス向上の名の下に、現場の司書さんたちは過酷な条件で働いているのではないですか。館内休憩室なども無くなっていますが、働き詰めの状態ではないですか。公共施設としての労働条件を、発注者である市教委はチェックしないのでしょうか。

(回答 28)

利用者への利便性を高めるために年中無休 365 日開館、朝 9 時から夜 9 時までの開館としていますので、蔵書の点検等通常公共図書館で行う作業を閉館後にしております。そうした作業は、司書だけで行っているのではなく、図書館スタッフ全員が交代で行っていますので、司書だけに業務が集中して過酷な労働条件となっているわけではありません。また、指定管理者である CCC とは、定期的な報告会を含め、頻繁に事務連絡等を行っておりますので公共施設としての労働条件も聞き取り等ができる状態にあります。

(会のコメント)

私たち利用者側は、ただサービスを拡大要求するだけではなく、そこで働く人たちの就労環境がどのような状況か、常に考える必要があると思います。現状、公共施設であることは間違いないこととすれば、時間的なサービスが全てと置いていいのでしょうか？

図書館は老人から子どもたちまで、すべての市民に分け隔てなく、総合的な利用者サービスを提供するところです。館と市民との連携の中で、そのサービス内容を議論していくべきと思いますが。

(質問 29)

蔦屋書店のテナント料ですが、市教委積算の賃借料 1,200 万円が半額の 600 万円に減免されたと聞きました。それは事実ですか？

さらに駐車料は無償貸与ですか。もし、そうだとすれば、これは県外の特定業者への便宜供与ではないですか。

今まで永く市民の読書環境を守ってきた、地元本屋さんへの対応は何もないのでしょうか。

(回答 29)

公の施設を目的外使用として C C C が借りている営業スペースにかかる使用料は、行政の財産使用条例に基づいて計算をされた額を使用料としていますが、市長が特に認めた場合は、使用料を減免できる規定があり、その規定により文化館のレストランなどの前例にならって 1/2 の減免を行っています。

なお、図書館前の駐車場は、もともと図書館の専用駐車場であり、利用者からは駐車料は徴収しておりませんので無償で何ら問題ないかと考えます。また、図書館横の駐車場は観光駐車場として市が整備したものであり、管轄の観光課と協議をして図書館駐車場としても使用を認めてもらっています。したがって貴会が主張される県外の

特定業者への便宜給与には当たらないと考えます。

地元本屋さんへは、これまでどおり図書館の蔵書購入に際して地元書店を経由することによって相当の収入を得ていただくことになっております。

(会のコメント)

文化会館のレストランの減免を前例にしていますが、あのレストランは会館の日常利用が必ずしも多くない中で、営業的に厳しい条件から減免していると聞きますが、そのことと今回の事は条件が大きく違うのではないのでしょうか。地元の本屋さんについても蔵書購入は今まで通りといいます。雑誌等の購入が大きく減じられているのではないのでしょうか。蔦屋書店誘致による地元商業の影響については、慎重に調査し地元の本屋さんが疲弊しないように、その対応をよろしくお願いします。

V その他の教育問題 I C T (情報通信技術) 教育について

(質問 30)

武雄市における ICT 教育の全体像の全体像が見えません。この政策の philosophy（哲学）はどこに、plan（計画）は立てられているのか、program（行程表）はできているのか、その全体像を市民に示してください。

（回答 3 0）

本市では、教育における ICT 利活用をすることにより、「わかる授業」を実施するとともに、情報化による校務の効率化を図ることを目的に、平成 21 年度から電子黒板の導入などを市内小中学校に行っております。今後の計画は平成 28 年度までに市内小学校は全普通教育と特別支援学級に 1 台、特別教室に 1 台、中学校は全普通教室と特別支援学級に 1 台、特別教室に 1 台、理科室に整備を行うとともに、平成 26 年度に市内全小学校、平成 27 年度に全中学校に一人一台のタブレット型端末を整備する計画です。

（質問 3 1）

政治は「百の議論より一つの実行」とスピード至上主義でことを進めています。今回の図書館・歴史資料館改修工事は、そのミッションは極めることなく、市民説明も行われずに特定業者に“丸投げ”した結果が、壊滅的な状態の図書館・歴史資料館にしまいました。

今回は学校教育への新しい試みであり、失敗が許されない・取り返しのきかない子どもたちへの施策です。そのことを十分に理解し、現場・地域への対応を先行させながら、教育委員会の独立性を保ち

穏やかに進めてください。

（回答 3 1）

ICT 教育の推進につきましては、各学校、保護者の皆様とも十分な協議をかさね、現場、地域でも必要性を十分にご理解いただきながら、スピード感を持った政策の実行を行ってまいります。

（質問 3 2）

今回も各種委員会を立ち上げ施策実行が計られているように見えますが、その委員会の人選について東京近辺の人が多くのように思います。県内や九州管内に、そのような人材はいないのでしょうか？新しく未知の政策であることから、各委員会で多面的な議論が必要と思われます。さらに、現場や地域とのすり合わせなども不可欠であり、長期的な継続審議も必要です。透明性にある政策運営が、市民参加を促し教育施策の全体を押し上げていくと思います。政治の不当な介入があるようであればそれを排除し、市教委の独立性・独自性をぜひ発揮していただきたいと思います。

（回答 3 2）

今回の武雄市 ICT 教育推進協議会の委員は、半数が地元の委員であり、それも市内小中学校に勤務の教職員でもありますので、現場や地域の意見は十分に取りいただいております。武雄市 ICT 教育推進協議会においては、政治的な介入はなく、純粋に小中学校

に導入するタブレットPC整備について議論をいただいております。

ご指摘のように今後も独立性・独自性を保ちながら、教育政策を行ってまいりたいと考えます。今後ともご指導・ご支援よろしくお願ひします。

(質問33)

最後に、Tポイント付与の問題ですが、ポイントを得るために本を借りている、図書館のIT機器で子どもたちが遊んでいる、などの声もききます。が、すでに実行されていることでもあり、教委の責任において子どもたちからのアンケート・ヒアリング調査を行い、市民全体への報告をお願いします。

(回答33)

図書館に聞く範囲ではそのような実態はないと認識していますが指定管理者のCCC側にも今後、注意深く観察してもらうように促してまいります。また、学校教育課とも調整をしながら実態を把握するなど、対応について検討をしてまいります。

(会のコメント)

ICT教育については、初めてのことであり分からないことが沢山あります。それだけに、市内の保護者を始め市民全体に不安が広がっています。来年4月から、“タブレット端末を小学校一年生から配布”の報道はさらにその不安を大きくしているようです。

武雄に住んでいたが子どもことを考えて他所にした、消費税の前に家をつくらうと考えていたが伊万里市にした、等など具体的な話が伝わってきています。このような市民の声は政治や行政に殆ど伝わっていない・伝わり難い状況があると思います。

ノーテレビデーなどを実施している保育園や小学校があると思いますが、子どもの発達とIT機器の影響について、多くの保護者が不安を抱いていると思います。そのような状況の中で、4月から配布する、小学校一年生から、等々を市教委が先行して決定してしまっているのでしょうか。

ICT関係者を中心にだけではなく、子どもの発達に関する専門の研究者等も加えて、総合的に子どもの成長・発達を考えていただきたいと思います。子どものことに関しては、失敗は許されないことです。慎重によろしくお願いします。

図書館・歴史資料館を学習する市民の会が、なぜICT教育に言及するか、とお思いかもしれませんが、市民とのヒアリングの中でそれに関する意見が多くあることから、あえて質問に加えることにしました。